

記載上の注意事項

別記様式一

学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書

年 月 日

財務大臣 名 殿

主たる事務所
の所在地
法 人 名
代表者氏名
代表者住所

法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和5年財務省告示第96号）の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

- 募集する寄附金は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和5年財務省告示第96号）に掲げる寄附金に該当します。
- 募集要綱は、インターネットの利用その他適切な方法により公表します。
- 募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理します。
- 募集する寄附金について、その寄附をした法人に、設置される大学等での教育研究の成果を帰属させることその他の特別の利益を与えることはありません。
- 1者からの寄附金の額が寄附金の総額に比し著しく多額となる見込みはありません。
- 寄附金が少数の者から支出される見込みはありません。
- 募集する寄附金の受入及び支出について、6月ごとに財務大臣に募集実績報告書を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 当該学校法人設立準備法人に係る次の書類を添付すること。
 - (1) 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
 - (2) 募集要綱
 - (3) 届出の前3月以内に交付された登記事項証明書
 - (4) 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料
 - (5) 大学等の設置認可の申請の準備状況（学校教育法第124条に規定する専修学校にあっては、当該申請の準備状況及び同法第125条第1項に規定する専門課程の修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であること）について大学等に係る所轄庁（私立学校教育法第4条に規定する所轄庁をいう。）の確認を受けたことを証する書類の写し

(記載要領)

□がある項目については、内容を確認の上、✓を記すこと。

○ 必ず全ての項目の内容を確認していただき、全ての項目にチェックを記した上で提出してください。

○ 書類等に不備がある場合は、書面又は電話にて問い合わせさせていただきますので、別途、問い合わせ先となる担当者及び連絡先が分かる書類を添付してください。

○ 本届出書を提出する際には、前もって、文部科学省又は都道府県(※)から学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況の確認を受ける必要があります。本届出書には、文部科学省又は都道府県の確認を受けた際に交付される「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」の写しを添付してください。

(※) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省
専修学校を設置しようとする場合…都道府県